

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 長野銀行		コード	8521
提出日	2021/6/10	異動（予定）日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	内川 小百合	社外取締役	○										○			訂正・変更	有
2	二木 馨三	社外取締役	○										△			訂正・変更	有
3	井口 彰	社外取締役	○										○			新任	有
4	轟 速人	社外監査役	○										○			訂正・変更	有
5	降旗 征一郎	社外監査役	○										△				有
6	神戸 美佳	社外監査役															

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	内川小百合氏は、当行と一般預金者としての銀行取引があります。また、同氏が理事長・学校長を務める学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校は、当行と一般預金者としての銀行取引があるほか、同氏が2020年6月から社外取締役に就任しているキッセイ薬品工業株式会社は、当行と預金・貸出金等の銀行取引および資本取引があり、また、同社は当行の株主であります。 上記取引は、取引の規模・性質等に照らして株主、投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。	内川小百合氏は、学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校において長年に亘り培ってきた教育者としての豊富な経験と幅広い知見が、客観的・中立的立場から当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大いに貢献いただけるものと判断し社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
2	二木馨三氏は、当行と一般預金者としての銀行取引があります。また、同氏が1996年8月から代表取締役を務め、2012年6月から現在まで相談役に就任しているサンリン株式会社は、当行と預金・貸出金等の銀行取引および資本取引があり、また、同社は当行の株主であります。 上記取引は、取引の規模・性質等に照らして株主、投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	二木馨三氏は、サンリン株式会社において長年に亘り培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い知見が、客観的・中立的立場から当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大いに貢献いただけるものと判断し社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
3	井口彰氏は、当行と一般預金者としての銀行取引があります。また、同氏が2011年3月から代表取締役を務めております株式会社マル井（わさび製造業、非上場）は、当行と一般預金者としての銀行取引があり、また、同社は当行の株主であります。 上記取引は、取引の規模・性質等に照らして株主、投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	井口彰氏は、1994年10月に株式会社マル井に入社と同時に取締役に就任し、2011年3月からは代表取締役に就任しており、自社ブランドの海外展開を積極的に図る一方、地域地場産業の支援、育成にも力を入れて取り組むなど、その経営手腕を如何なく発揮されており、こうした多くの経験と幅広い知見が、客観的・中立的立場から当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大いに貢献いただけるものと判断し社外取締役候補者としていたしました。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
4	轟速人氏は、当行と一般預金者としての銀行取引があります。 上記取引は、取引の規模・性質等に照らして株主、投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。	轟速人氏は、公認会計士および税理士として、豊富な実務経験に基づき、財務ならびに会計に関する専門的な知識を有しておられることから、主として会計上の観点から客観的かつ公正な監査および取締役会に対する有益な意見をいただけるものと判断し社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
5	降旗征一郎氏は、当行と一般預金者としての銀行取引があります。また、同氏が2012年6月から取締役副社長を務め、2014年6月から現在まで相談役に就任しているキッセイ薬品工業株式会社は、当行と預金・貸出金等の銀行取引および資本取引があり、また、同社は当行の株主であります。 上記取引は、取引の規模・性質等に照らして株主、投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	降旗征一郎氏は、キッセイ薬品工業株式会社の役員として長年の経験に基づく経営に関する幅広い見識・経験を有していることから、客観的かつ公正な監査および取締役会に対する有益な意見をいただけるものと判断し社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。